アンケート画面開始

Page 1

「A ヤングケアラー支援に関するアンケート」について

A1
あなたの現在の職種等について教えてください。

1 ○ 高校生
2 ○ 学生(大学・短大・専門学校などを含む)
3 ○ 正社員(常時雇用されている一般従業者)
4 ○ 臨時雇用・パート・アルバイト
5 ○ 派遣社員
6 ○ 契約社員
7 ○ 会社経営者・役員
8 ○ 自営業者・自由業者(フリーランス)・家族従業者(農家や商店などで家業を手伝っている)
9 ○ 無職
10 ○ その他 [ ]

次へ

0 50 100(%)

ヤングケアラーについて、下記の定義や状態像を踏まえて、設問にお答えください。
子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。例えば、イラストにあるような本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護などの世話等を日常的に行っている子ども・若者のことをいいます。
支援の対象となる年齢は、30歳未満(状況によっては40歳未満)となり、子どもから大人へと移行する過程での、切れ目のない支援が求められています。

こども家庭庁HP(https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer)より引用

A2

「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありますか。

1 ○ 聞いたことがあり、内容も知っている
2 ○ 聞いたことはあるが、よく知らない
3 ○ 聞いたことはない

次へ

0 50 100(%)

A3

A2で「聞いたことがあり、内容も知っている」「聞いたことはあるが、よく知らない」と回答した方にお聞きします。
「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。（いくつでも）

1 ☐ テレビ、ラジオCM
2 ☐ 学校でのチラシ配付、ポスター掲示
3 ☐ SNSでの情報発信
4 ☐ インターネット広告
5 ☐ 県の広報誌やホームページへの掲載
6 ☐ 講演、研修会、イベント、オンラインセミナーの開催
7 ☐ フリーペーパーへの掲載
8 ☐ 子どもが集まる場所でのチラシの配付、ポスター掲示
9 ☐ 新聞広告
10 ☐ ニュースや新聞
11 ☐ その他 [ ]

次へ

0 50 100(%)

A4

あなた自身は「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。

1 ◯ 現在あてはまる

2 ◯ 現在あてはまらないが、かつてあてはまったと思う

3 ◯ あてはまらない

4 ◯ わからない

次へ

0 50 100(%)

A5

家族や親族、友人・知人やその子ども、子どものクラスメイトなどに「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者はいますか。

1 ◯ いる
2 ◯ いない
3 ◯ わからない

次へ

0 50 100(%)

A6

あなたが知っている相談機関・窓口について教えてください。（いくつでも）

1 ☐ 各市町のヤングケアラー相談窓口
2 ☐ 精神保健福祉担当部局(自立支援医療など)
3 ☐ 障がい福祉担当部局(障がい福祉サービスなど)
4 ☐ 高齢・介護保険担当部局(介護保険サービスなど)
5 ☐ 福祉事務所(生活保護など)
6 ☐ 母子父子福祉センター(ひとり親支援など)
7 ☐ 生活者相談支援センター(県社協)
8 ☐ 三重県ヤングケアラーLINE相談(親子のための相談LINE)
9 ☐ その他の公的な相談機関（具体的に記入してください[　　])
10 ☐ その他の民間の相談機関（具体的に記入してください[　　])
11 ☐ 知っている相談機関はない

次へ

0　　50　　100(%)

A7

仮に身の回りに「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者がいた場合、どのような機関に相談をしようと思いますか。（いくつでも）

1 ☐ 各市町のヤングケアラー相談窓口
2 ☐ 精神保健福祉担当部局(自立支援医療など)
3 ☐ 障がい福祉担当部局(障がい福祉サービスなど)
4 ☐ 高齢・介護保険担当部局(介護保険サービスなど)
5 ☐ 福祉事務所(生活保護など)
6 ☐ 母子父子福祉センター(ひとり親支援など)
7 ☐ 生活者相談支援センター(県社協)
8 ☐ 三重県ヤングケアラーLINE相談(親子のための相談LINE)
9 ☐ その他の公的な相談機関（具体的に記入してください[　　])
10 ☐ その他の民間の相談機関（具体的に記入してください[　　])
11 ☐ どこにも相談しようと思わない

次へ

0　50　100(%)

A8

A7で「どこにも相談しようと思わない」と回答した方にお聞きします。その理由としてもっともあてはまるものを教えてください。

1 ○ どのように対応したらよいか分からないため
2 ○ 家庭の問題に関わることに抵抗感があるため
3 ○ 家族が家族の世話をすることは当たり前であるため
4 ○ 相談する余裕がないため
5 ○ その他 [ ]

次へ

0 50 100(%)

A9

三重県では、ヤングケアラーへの理解を深めていただくため、様々な啓発活動を行っています。
啓発活動として効果があると思われる取り組みについて教えてください。（いくつでも）

1 ☐ テレビ、ラジオCM
2 ☐ 学校でのチラシ配付、ポスター掲示
3 ☐ SNSでの情報発信
4 ☐ インターネット広告
5 ☐ 県の広報誌やホームページへの掲載
6 ☐ 講演、研修会、イベント、オンラインセミナーの開催
7 ☐ フリーペーパーへの掲載
8 ☐ 子どもが集まる場所でのチラシの配付、ポスター掲示
9 ☐ 新聞広告
10 ☐ ニュースや新聞
11 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

A10

18歳以上のヤングケアラーへの支援強化が求められています。
どのような支援やサポートが必要だと思いますか。

【相談窓口掲載】
R8年4月現在の県内の相談窓口は以下のとおりです。気になることがあれば、お気軽に相談してください。
<三重県ホームページ ヤングケアラーへの支援>
URL:https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci500016260.htm

次へ

0 50 100(%)

続いて、「B 自転車ヘルメット着用率及び損害賠償責任保険等加入率に関するアンケート」について

B1

あなたは普段、自転車に乗りますか。
あてはまるものを1つ選んでください。

1 ◯ よく乗る
2 ◯ たまに乗る
3 ◯ ほとんど乗らない
4 ◯ 全く乗らない

次へ

0 50 100(%)

B2

道路交通法の改正に伴い、令和5年4月1日より、全世代に対して、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことを知っていますか。
最もあてはまるものを1つ選んでください。

1 ◯ 知っている

2 ◯ 知らなかった

次へ

0 50 100(%)

B2で「知っている」と回答された方にお聞きします。

B3

あなたが、ヘルメット着用努力義務化を知ったきっかけは何ですか。（いくつでも）

1 ☐ 県政だよりみえ、市町の広報誌、チラシ
2 ☐ 警察や県などのホームページ
3 ☐ その他自転車に関係するホームページ
4 ☐ 新聞広告
5 ☐ ラジオ
6 ☐ テレビ
7 ☐ SNS(LINE,Facebook,X(旧Twitter),TikTok等)
8 ☐ 会社や家族、友人等から教えてもらった
9 ☐ 保険会社が配付するチラシ
10 ☐ 自転車販売店の店頭
11 ☐ その他 [ ]

次へ

0 50 100(%)

B1で「よく乗る」、「たまに乗る」、「ほとんど乗らない」と回答された方にお聞きします。

B4

あなたは、自転車を運転する際、自転車乗車用のヘルメットを着用していますか。
最もあてはまるものを1つ選んでください。

1 ○ ヘルメットを持っていて、普段から着用している
2 ○ ヘルメットを持っているが、着用していない時もある
3 ○ ヘルメットを持っているが、まったく着用していない
4 ○ ヘルメットを持っておらず、まったく着用もしていない

次へ

0 50 100(%)

B4で「ヘルメットを持っていて、普段から着用している」、「ヘルメットを持っているが、着用していない時もある」と回答された方にお聞きします。

B5

あなたがヘルメットを着用しようと思った理由は何ですか。（いくつでも）

1 ☐ 法令で定められているから
2 ☐ 自分の身を守るためまたは安全のため必要だと思ったから
3 ☐ 職場や学校で指導等を受けたから
4 ☐ 新聞、テレビ、ラジオ、SNS等で着用を呼びかけていたから
5 ☐ 家族、知人等から着用を勧められたから
6 ☐ 警察や交通安全協会、三重県交通安全研修センター等の交通安全教室や講座を受講し、ヘルメット着用の必要性を感じたため
7 ☐ 自分の家族や身の回りの方が自転車事故を起こし、ヘルメット着用の重要性に気付いたから
8 ☐ その他 [ ]

次へ

0 50 100(%)

B4で「ヘルメットを持っているが、まったく着用していない」、「ヘルメットを持っておらず、まったく着用もしていない」と回答された方にお聞きします。

B6

あなたが自転車を運転する際、ヘルメットを着用していない理由は何ですか。
（いくつでも）

1 ☐ 周囲の人も着用していないから
2 ☐ 自分は被害に遭わないから
3 ☐ たまにしか自転車を運転しないから
4 ☐ かさばって持ち運びが不便だから
5 ☐ ヘルメットの置き場所がなく、盗難されそうだと思うから
6 ☐ ヘルメットを着用すると髪型が乱れるから
7 ☐ 着用しても被害軽減の効果がないと思うから
8 ☐ 努力義務化であり罰則がなく、着用しないで良いと思うから
9 ☐ ヘルメットの価格が高くて購入しようとは思わない、またはできないから
10 ☐ その他 [ ]

次へ

0 50 100(%)

次に、自転車損害賠償責任保険等への加入状況についてお聞きします。

B7
三重県では令和3年10月1日から自転車運転者(未成年者を除く)、保護者(監護する未成年者が自転車を運転する場合)、自転車利用事業者、自転車貸付事業者に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられたことを知っていますか。

1 ○ 知っていた
2 ○ 知らなかった

次へ

0 50 100(%)

B1で「よく乗る」、「たまに乗る」、「ほとんど乗らない」と回答された方にお聞きします。

B8

現在あなたは、自転車損害賠償責任保険等(自動車保険等、他の保険に自転車が含まれる場合を含む)に加入していますか。
あてはまるものを1つ選んでください。

1 ○ 加入している
2 ○ 加入していない
3 ○ わからない

次へ

0 50 100(%)

B8で「加入している」と回答された方にお聞きします。

B9

現在あなたの加入している自転車損害賠償責任保険等は、次のうちどれですか。
あてはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

1 ☐ 「自転車保険」と名称に明記している保険
2 ☐ 自動車保険、火災保険などの特約で付帯した保険
3 ☐ 会社等の団体保険(団体の構成員向けの保険)
4 ☐ PTA保険(PTAや学校が窓口の保険)
5 ☐ 各種共済
6 ☐ クレジットカードに付帯している上記以外の付帯保険
7 ☐ 点検整備を受けた安全な自転車に付帯される「TSマーク付帯保険」
8 ☐ どのような保険であるかわからない
9 ☐ その他 [ ]

次へ

0 50 100(%)

B8で「加入していない」と回答された方にお聞きします。

B10

あなたが自転車損害賠償責任保険等に加入していない理由は何ですか。
あてはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

1 ☐ 加入を意識したことがなかったから
2 ☐ 自転車損害賠償責任保険等についてよく知らないから
3 ☐ 保険料が高いから
4 ☐ 手続きが面倒だから
5 ☐ 加入方法がわからないから
6 ☐ 加入のきっかけがなかったから
7 ☐ 自転車購入時に、販売店から保険の説明がなかったから
8 ☐ 義務化されていたことを知らなかったから
9 ☐ そもそも自転車損害賠償責任保険等に入る必要はないと思うから
10 ☐ 義務ではあるが罰則がないので加入しなくてもよいと思うから
11 ☐ 加害者になることは考えられないから
12 ☐ その他 [ ]

送信

0 50 100(%)